

平成29年第5回 芥北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成29年5月10日(水)
午前9時30分 から 午前11時18分
2. 開催場所 芥北町役場2階庁議室
3. 出席者
(農業委員)
1番 塚田 修彦 2番 平田 秀夫
4番 山下 正道 5番 小野 三幸
6番 大仁田 金次 7番 岡村 貞夫
4. 本日の欠席委員(1名) 3番 坂西 庄三
5. 議事日程
日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
日程第2. 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3. 議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4. 議案第42号 農用地利用集積計画の認定について
日程第5. 議案第43号 非農地判断について
日程第6. その他
6. 総会書記(農業委員会事務局職員)
事務局長 野田 尚之・局長補佐 西川 文孝・主幹 瀬形 茂
7. 会議の概要
1, 開会 開会 午前9時30分

事務局

おはようございます。
定刻になりましたので、只今から平成29年第5回の農業委員会総会を開会致します。
まずは岡村会長からご挨拶をお願い致します。

岡村会長

皆さん、おはようございます。

改正農業委員会法が施行されまして、1年が経過をいたしましたところでございます。全国で3分の2の農業委員会が新体制に移行しているそうでございます。重点は、今後、体制整備と実践活動が重点性を増すことになるということでございます。一方、農業委員の定数を減らすと集落の声が農業委員会に届かなくなるという心配も出ております。

私たち苓北町農業委員会がこのような事態をまねかないように頑張ってまいりたいと思います。

事務局

はい、ありがとうございました。

本日は、坂西庄三委員さんが欠席でございます。

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は岡村会長にお願いします。

どうぞよろしくお願い致します。

議 長

はい、それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご異議ございませんか。

(はいの声あり)

それでは、4番の山下正道委員さんと、5番の小野三幸委員さんに、お願いを致します。本日の会議書記には、農業委員会事務局の野田氏、西川氏、瀬形氏を指名を致します。

議 長

それでは、日程第2. 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、日程第2. 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

3ページをお開き願います。整理番号1の案件について説明致します。

事務局

議案記載の譲受人は議案記載の譲渡人より贈与により取得し所有権を移転したいというものです。申請地は6ページから15ページに図示しております。

申請物件の表示は4ページから5ページに別表として記載のとおりです。荅北町上津深江の田5筆、計4,095㎡、畑18筆、計14,659㎡、合計23筆18,754㎡です。

権利の種類は贈与による所有権移転で、申請理由は経営規模を拡大するためとのことです。

議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願い致します。

1番
平田委員

はい。本件につきましては、

申請人は親子関係でありまして、場所は上津深江と坂瀬川にでありまして、田は水稻、畑はスイカ等を作っております。譲渡人が高齢でもありますので、この度贈与による所有権の移転ということであります。

どうぞ、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

はい、ありがとうございました。只今担当委員さんから説明をいただきましたが、この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。

ございませんか。

(ありません。の声あり)

無いようでございますので、整理番号1についての賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので、整理番号1につきましては許可することに致します。

議 長

続きまして、日程第3. 議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請についての案件につきまして、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、日程第3. 議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

17ページをお開き願います。整理番号1の案件について説明致します。申請人は議案記載のとおりです。

申請物件の表示は、苓北町坂瀬川の田1筆、面積は、310㎡です。

転用の目的は、個人住宅です。

転用しようとする理由の詳細は、「借受人は、町外の借家に居住しているが手狭となったため、新たに宅地を探していた。申請地は県道に面した土地で利便性が良いため、転用申請に至った次第である。他に代替えとなる土地もないことから、申請地を個人住宅として転用したい」というものです。

申請地は18ページから20ページをご覧くださいと思いますが、県道281号坂瀬川御領線を登って、農業集落排水施設から約100m登った所の右側です。

審議の要点につきましては、記載のとおりであり、適当であると判断しております。

申請箇所は農業振興地域の農用地区域外であり、農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地という理由から第2種農地と判断しております。

以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号1につきましてご意見のある方は、挙手をお願い致します。

1番
山下委員

はい。本件につきましては、

転用の目的等につきましては、ご説明のとおりでございます。位置的には、道路に面した所となっております。

1年間農業委員をさせていただいて、農地から宅地への転用が多いと感じています。その背景にあるのは何かというと、担い手の部分で不足している面があり、また天草は平坦地が少ないということかなと思います。土地を新たに購入するよりも農地を宅地に転用する方がいいということかなと思います。

議 長

はい、ありがとうございました。只今担当委員さんから説明をいただきましたが、この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。ございませんか。

(ありません。の声あり)

無いようでございますので、整理番号1についての賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては、許可相当として県知事に意見書を送付致します。

議 長

続きまして、日程第4. 議案第42号 農用地利用集積計画の認定について、事務局から説明をお願いします。

事務局

はい、日程第4. 議案第42号 農用地利用集積計画の認定について、ご説明いたします。

これは、町が農業委員会などの関係機関、農協や農業公社等団体の協力を受けて、農地の貸し借りや売買の意向などを基に農地の掘り起こし活動を行い、農業経営基盤強化促進法、安心して農地を貸せる仕組みの整備に基づき、農業委員会に意見を求めるものです。

22ページをお開きください。

利用権の新規設定の計画が2件、2,573㎡、転貸の計画が2件、2,573㎡、所有権移転の計画が13件、8,516㎡、合計で17件、13,662㎡となっています。

その内容につきましては、23ページから28ページに掲載しておりますので、ご覧いただきたいと思えます。

23ページは、新規設定で1件ございます。利用権の設定を受ける者は、苓北町農業協同組合です。

利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。

利用権を設定する者は議案記載の個人です。利用権の種類は賃借権です。

利用内容は野菜です。期間は、6年7カ月です。

続きまして、24ページをお開き下さい。

新規設定で1件ございます。利用権の設定を受ける者は、苓北町農業協同組合です。

利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。

利用権を設定する者は議案記載の個人です。利用権の種類は賃借権です。

利用内容は果樹です。期間は20年7カ月です。

続きまして、25ページをお開き下さい。

転貸で1件ございます。利用権の設定を受ける者は、議案記載の個人です。

利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。

利用権を設定する者は苓北町農業協同組合です。利用権の種類は賃借権です。

利用内容は野菜です。期間は6年7カ月です。

続きまして、26ページをお開き下さい。

転貸で1件ございます。利用権の設定を受ける者は、議案記載の個人です。

利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。

利用権を設定する者は苓北町農業協同組合です。利用権の種類は賃借権です。

利用内容は果樹です。期間は20年7カ月です。

続きまして、27ページから28ページをお開き下さい。

所有権移転で13件ございます。所有権の移転を受ける者は、熊本県農業公社です。

所有権を移転する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。

所有権を移転する者は議案記載の個人です。利用内容は、飼料作物と水稻です。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございます。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願い致します。

ございませんか、無いようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、許可することに致します。議案第42号は原案どおり許可することに致します。

議 長

続きまして、日程第5. 議案第43号 非農地判断について、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、日程第5. 議案第43号 非農地判断についてご説明いたします。
今回、申請者の志岐地区の農地5筆、上津深江地区の農地3筆、計8筆につきまして、非農地調査を行っております。
この判断は農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について審議していただくものです。

まず、30ページをお開き下さい。

調査につきましては、平成29年4月3日に平田委員さん、事務局職員で現地の調査を行いました。位置図、字図につきましては31ページから32ページに図示しております。調査の結果につきましては、33ページに記載をしております。

続きまして、34ページをお開き下さい。

調査につきましては、平成29年4月3日に平田委員さん、事務局職員で現地の調査を行いました。位置図、字図につきましては35ページから36ページに図示しております。調査の結果につきましては、37ページに記載をしております。
以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。
本件の現況調査につきましては、農業委員1名以上の者により行うとなっております。今回、平田委員さんにご説明をお願いします。

2番

平田委員

現況調査につきまして、ご説明します。

1件目の非農地ですが、志岐の中尾です。現地に行って参りまして竹や雑木が伸びております。以前は水稻を作っておられたということです。

2件目は、上津深江であります。以前は畑でしたが、誰も作る者がいないということで、現況は雑木に覆われておりました。段々畑でもありますのでなかなか難しいということです。したがって、非農地として判断してまいりました。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、担当委員さんからご説明がございました。この件につきまして他にご意見のある方は挙手をお願い致します。

5番
小野委員

所有者の方は、お二人ともこちらに住んでおられるんですか。

事務局

お二人とも地元に住んでおられます。中尾の方は、去年ぐらいに帰ってこられたと聞いております。

5番
小野委員

その間、誰もいらっしゃらなくて荒れていたということなんですね。

事務局

そういうことです。

議 長

はい、ありがとうございました。この件につきまして他にご意見のある方は挙手をお願い致します。

(ありません) の声あり

無いようでございますので、調査対象の8筆につきまして、農地に該当しないということでございます。この判断につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので調査対象の8筆の農地につきましては原案どおり農地には該当しないということに決定を致します。

議 長

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局

事務局からその他事項がございます。

1. 平成28年度農業委員会活動状況の点検評価（案）及び平成29年度農業委員会の活動計画（案）について

2. 次回の農業委員会総会について

次回、平成29年第6回総会は、平成29年6月9日（金）午前9時30分から庁議室での予定です。

事務局からは、以上です。

議長

はい、ありがとうございました。只今事務局からその他事項につきまして説明がございましたが、皆様から何かございましたら、挙手をお願い致します。

（意見なしの場合）

他にご意見はございませんか。

農業委員会の議題は以上でございます。

以上をもちまして平成29年第5回総会を閉会いたします。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する

閉会 午前11時18分

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

